

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成30年11月26日付けで行った、法78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり述べて、本件処分が違法・不当である旨主張している。

法78条の処分は重いと思う。申告を間違えたのは初めてなのに。なぜ法63条にならなかったのか。収入の申告をする時に見落としただけで故意に事実を反する申告をしようとした訳ではないのに弁明する機会がなかった。事前に何の聞き取りも受けなかった。平成29年の担当者は家に来て通帳を確認していたけど何も言われなかった。申告は月末にしているが通帳が見にくかった。仕事は1日契約で後日一日ずつ細かく振込みがあるので勘違いした。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年 7月 9日	諮問
令和元年 8月 19日	審議（第36回第1部会）
令和元年 9月 20日	審議（第37回第1部会）
令和元年 10月 17日	審議（第38回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

#### (2) 届出の義務

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとされている。

#### (3) 費用徴収額決定

ア 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により

保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。

なお、費用返還義務について定める法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の3によれば、

(ア) 法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、既に支給した保護金品との調整を図るために、返還を決めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではないこと。

(イ) 被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法63条の適用が妥当であるが、法78条を適用する際の基準は、次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段に作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

とされている。

ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）のⅣ・4・(1)によれば、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」ものと解されている。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている（問13-23、（答）(3)）。

2 これを本件についてみると、請求人は、保護開始後の平成25年5月1日に、担当職員から、生活保護受給中の収入については申告

の義務があるとの説明を受け、重要事項の説明・確認書に署名及び押印をしていること、働いて得た収入について、定期的に収入・無収入申告書を福祉事務所長宛てに提出していることから、収入の届出義務については十分理解していたことが認められる。

しかし、請求人は、福祉事務所長による課税調査で判明した本件収入について、収入の届出を行わず（提出された該当月分の収入申告書において申告がない。）、担当職員から未申告の給与収入がある旨の事実を指摘されるまで、保護費を過大に受給していたことが認められる。

そうすると、本件は、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」（上記1・(3)・イ・(イ))に該当するものと認められる。

そこで、処分庁は、本件収入について、法78条を適用して、徴収対象期間を「平成29年4月1日から同月30日まで及び同年7月1日から同月31日まで」とし、徴収対象期間の支給済保護費239,436円のうち、請求人が申告を怠った収入額20,476円から必要経費（交通費等）1,357円を控除して得た19,119円に相当する保護費を徴収することとして、本件処分を行ったことが認められる。

以上によれば、本件処分は上記1の法令等の規定に基づき、その解釈に則った適法なものということができ、違算等の事実も認められないから、これを違法又は不当なものということとはできない。

3 請求人は、収入の申告をする時に見落としただけで故意に事実と反する申告をしようとした訳ではないから、法78条の処分は重い旨主張する（第3）。

しかし、本件は、福祉事務所長による課税調査で本件収入が判明したものであり、本件審査請求で提出された資料によっても、課長通知の「被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合」（上記1・(3)・イ・(イ))に該当するとまではい

えないものである。むしろ、請求人から提出があった普通預金通帳の写しをみると、本件収入に係る振込額が全て記録されており、当該通帳の毎月の出入金の記録がそれほど多くないことからすれば、請求人が本件収入に係る当該月の給料の入金を見逃したと考えることは困難である。

そして、手引Ⅳ・４・(1)によれば、法７８条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」ものと解されていることからすれば、本件収入について請求人が意図的に申告しなかったものであるとして、法７８条を適用した処分庁の判断に違法又は不当な点があるとは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分について、処分庁は、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず、被保護者がこれに応じなかったとき」（上記１・(3)・イ・(イ)）にも該当するとの見解に基づいて、法７８条を適用して本件処分を行っている。しかし、この基準に該当するのは、収入の申告について、個別具体的に処分庁から口頭又は文書による指示があったにもかかわらず、なお被保護者が収入申告をしなかった場合であって、本件のように、保護の受給開始時に、処分庁から生活保護受給中の収入について申告義務があるとの説明を受け、被保護者が重要事項の説明・確認書に署名及び押印をしたに過ぎない場合には、直ちにこれに該当するものではない。当審査会としては、処分庁に対し、今後の処分においてはこれを踏まえた事務処理を求めたい。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法

令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)